（準用）

第七十九条　第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第四項及び第五項を除く。）、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第六十三条の二及び第七十一条の十一から第七十一条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第七章　多機能型事業所に関する特例

（従業者の員数に関する特例）

第八十条　多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第五十六条、第六十六条第一項、第二項及び第四項、第七十一条の八第一項並びに第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十六条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十六条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号中「指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とあるのは「営業日及び営業時間」と、同項第三号中「通常の事業の実施地域」とあるのは「指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」と、同項第四号中「サービスの利用に当たっての留意事項」とあるのは「通常の事業の実施地域」と、同項第五号中「緊急時等における対応方法」とあるのは「サービスの利用に当たっての留意事項」と、同項第六号中「虐待の防止のための措置に関する事項」とあるのは「緊急時等における対応方法」と、同項第七号中「その他運営に関する重要事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項」と、同項第八号中「営業日及び営業時間」とあるのは「その他運営に関する重要事項」と、同項第九号中「指定保育所等訪問支援の事業の」とあるのは「多機能型事業所の」と、第六